

## 「地方都市におけるひとり親家庭についての研究 ―親と子ども双方の福祉の保障をめぐる―」

熊本学園大学 山西裕美 (Hiromi YAMANISHI)  
九州保健福祉大学 元木久男 (Hisao MOTOKI)

### Abstract

In spite of their severe situation, the policy for solo mothers in Japan changed in 2002 from receiving monetary aid from the government to putting emphasis on being independent with their labor income - that is, the so-called “welfare to work” project. But without an appropriate labor market, under the social policy of “familialism” (Esping-Andersen), solo mothers have to work longer hours and juggle housework, and are unable to have enough time to spend with their children. This is a disadvantage for both children who have rights to be loved by their own mothers, and for mothers who are deprived of important time to be with their children.

This research reports on a social survey about labor and childcare given to mothers (N=2503) of children at a day care center in two cities in Kyusyu where parents’ working conditions are quite different from those of big cities, to clarify the effects of the government’s change of social policy for solo mothers.

Regression analyses of mothers’ daily lives were performed with predictor variables such as mother’s labor-hour, housework-hours, household income, and factors related to their children (frequencies of events with child, stress for child care, work-family conflict) and so on for

2type of mothers, those living with and without spouses.

It was found that the effective predictors are almost the same for both groups of mothers, except household income and housework-time. For solo mothers, however the childcare parameters were found to have more effect on their contentment with their daily life.

The mothers' daily lives are strongly affected by predictors of childcare, especially case of solo mothers. These results show that in irrational labor market and with social policies as "familialism", workfare policies for solo mothers will hinder relationships between mother and child, resulting in violation of children's natural rights. Thus, under workfare policies for solo mothers, direct security for children's welfare is needed.

## 要 旨

OECDデータによる各国比較でも指摘されているように、現在の日本では子どもやひとり親家庭の貧困が深刻な問題となっている。特に日本の場合は、就労している母親も非就労の母親よりもわずかにしか貧困率が下がらないことも明らかとなり、就労が貧困解消の手段とはならないことが問題として浮彫りになった。

2002年の母子福祉施策の転換による就労による自立の強調と公的扶助の給付削減は、母親に対する適正な労働市場が形成されていないと、多くが非正規雇用下で働くひとり親家庭の母親に更なる長時間労働を課し、本来子どもにとって保障されるべき親子の時間や交流が阻害されることが危惧される。

我々は、保育園児の母親対象に仕事と子育てに関するアンケート調査を実施し、母親の生活満足度の規定要因について重回帰分析を行った。その結果、母親の生活満足度は仕事時間や家事時間の効果よりも、子どもとの交流頻度や子育てに対する意識、仕事が家庭生活に与える葛藤が強い規定力を持つことが分かった。さらに、両親からなる家庭とひとり親の家庭で比べた場合、ひとり親家庭の

母親の方が子どもに関する要因の規定力が強いことが判明した。

ひとり親家庭の母親に対する福祉施策では、家族主義的福祉体制の下、就労による自立を促すだけでなく、母親が子育てと両立して働ける労働市場の形成が必要であるとともに、子どもへの直接的な福利の保障が求められる。

## 1. はじめに

現在の日本では、子どもやひとり親家庭の貧困が問題となっている。2000年代半ばのOECDデータによる相対的貧困率の比較においても指摘されているように、デンマークやフィンランドなど北欧諸国、またスイスやフランスなどに比べてもかなり高く、7人に1人の子どもが貧困であった。さらに、ひとり親家庭の貧困率を就労・非就労で比較した場合、多くの国々では就労の場合は非就労の場合より貧困率が大きく下がるのに対し、日本の場合は就労の場合が非就労よりもわずかにしか貧困率が下がらないことも明らかになった。他のOECD加盟国に比べ、日本のひとり親家庭の場合、就労が貧困解消の手段とはならないことが浮彫りになった<sup>(注1)</sup>。

OECDの報告を受けて厚生労働省が2011（平成23）年7月に公表した「平成22年度国民生活基礎調査の概要」では、2009（平成11）年の子どもの相対的貧困率ではさらに上昇していることが明らかになった。また、ひとり親世帯における相対的貧困率は過半数を示し、日本社会での子どもの経済格差問題は大きく、特にひとり親家庭で育つ子どもの貧困問題は深刻である。

一方で、母子家庭等に対する国の福祉施策も2002（平成14）年3月に『母子家庭自立支援対策大綱』が発表されて以来大きな転換点を迎えている。近年の離婚件数の増加によるひとり親家庭、特に母子家庭の増加という状況を踏まえ、経済的給付を中心としたこれまでの施策から、現在は就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へと転換がはかられている<sup>(注2)</sup>。

この日本における母子福祉施策の転換は、1980年代からの世界的な経済・雇用状況の悪化を背景に社会保障や福祉分野で進められているワークフェア

(welfare-to-work) 施策による雇用と福祉の再調整が進められていることが背景にあるといえる。このワークフェアの発祥国であり、主導国ともいえるアメリカでは、1988(昭和63)年の家族援助法で就労促進が明確に規定され、1996(平成8)年の福祉改革では大きな変革が実施された。ひとり親、特に母子家庭への施策では、それまでの要扶養児童家族扶助(AFDC: Aid to Families with Dependent Children)が、貧困家族一時扶助(TANF: Temporary assistance for Needy Families)に取って代わられることになった。給付型のAFDCから、2年間と(生涯では5年)限定された受給期間内に仕事を見つける間の一時的な扶助であるTANFへの移行は、これまでの公的扶助供給型施策に対し、強い労働力化を義務付けるものであった。

先述のとおり、日本の母子福祉施策にもこの2002(平成14)年の自立支援対策大綱よりワークフェアが本格的に導入されることとなった。しかし、OECDデータの比較においても、ひとり親の就労効果については、就労により貧困率が大きく下がるアメリカに比べ、日本は就労による効果があまりうかがえないことが明らかである。このような就業支援を中心とした支援への転換は、就労が可能であることや、労働時間の増加を可能にするような仕事があることが前提である。そして多くの人々が労働市場に参入することによって、低技能・低熟練職種の賃金を一層引き下げることにもなりかねないという問題もはらんでいる<sup>(1)</sup>。

日本のひとり親の母子家庭は労働インセンティブが高く、就労率が高いにも関わらず、2011(平成23)年11月に行われた厚生労働省による「全国母子世帯等調査」では、2010(平成22)年の母子世帯の平均年収は291万円であったことが明らかになった。児童のいる世帯の平均年収が658万円であったことと比較すると4割強に過ぎない。児童扶養手当などを含む母親だけの平均年収は223万円、そのうち就労収入は181万円となっている。就業率は80.6%と8割以上の母親が仕事に就いている一方で、雇用形態別では正規労働者が39.4%に対し、臨時・パートが47.4%と正規労働者よりも多い結果となっている。

日本の場合、戦後より一貫してひとり親家庭の母親の就労率は8割を超えてき

た。2002（平成14）年からの施策の転換後10年以上経過した現在でも、雇用形態は非正規雇用が多く不安定な雇用形態のまま、施策転換についてはいまだ効果が見えない。むしろ、母親に対して就労による自立の強調と公的扶助の給付削減は、非正規雇用下で働く母親に更なる長時間労働を課し、その結果、親子が過ごすべき時間および親子関係の形成が阻害されかねないことが懸念される。数値のうで高い就労率を示しているように見える母親と子の生活とは、子どもの育ちを保障しているものではないことが指摘されている<sup>(2)</sup>。同様に就労による自立施策が促進されているホームレスへの施策などとは異なり、母子家庭に対しては、子どもへの福利の視点を伴うことが必要である。

地方都市におけるひとり親の母子家庭の抱える問題は、このような社会や施策上の問題や矛盾がさらに厳しく反映される。筆者の勤務先がある熊本県では、2010（平成22）年の国勢調査結果では、「母子世帯」8.3%（全国 7.4%）と全国平均値より高い一方で、経済的基盤も脆弱な地方都市ではなおさら就労や待遇は厳しい<sup>(注3)</sup>。

ひとり親家庭、特に母子家庭におけるこのような相対的貧困の問題が、母子家庭で育つ子どもに対して貧困の連鎖をもたらす社会的排除につながることを懸念される。さらに、保守的な意識が強い地方都市であれば尚更のこと、一方の親のみの家庭で育つことは周囲からの偏見を招きやすく生きづらさを伴う。重点的に進められている母親への就労による自立支援に対し、ひとり親家庭の子どもに対する支援体制が欠如している<sup>(3)</sup>。

本稿では、ひとり親の母子家庭における子どもの福祉に焦点を当て、ひとり親家庭へのあるべき施策の方向性について考えていきたい。そのため、第2節では、本節であげた問題となる現行の母子施策の歴史的変遷および現在の福祉体制との矛盾と問題点について指摘する。第3節・第4節では、その矛盾や問題点在实际に子どもを育てながら働く母親にとってどのような影響を及ぼしているのかについてアンケート調査データの分析から検討する。最後の第5節では、本稿の目的であるひとり親家庭の母親に対する現行のワークフェアに基づく母子福祉施策の

課題についてまとめる。

なお、本稿の分析対象であるひとり親家庭には、母子家庭に限定して用いることにする<sup>(4)</sup>。

## 2. 日本の母子福祉施策における課題

本節では、前節で述べたひとり親の母子家庭における子どもの福祉問題の背景を考えるうえで、以下の2点の課題を考えていくことにする。一点目は、母子福祉施策と子どものケアの問題についてである。すなわち、日本の戦前からの母子家庭保護政策理念から現在のようなワークフェアへ移行していくことから発生する母親の就労による自立と子どものケアの問題についてである。二点目としては母子福祉施策における子どもへの直接支援の視点の欠落の問題についてである。これら二点の課題を確認することにより、母親と子どもとの関係を守ることが現行の母子福祉施策の死角となっていることに焦点を当てていきたい。

### 1) 母子福祉施策と子どものケアの問題

#### ① 母子家庭保護の政策理念の不連続性

現行の母子福祉施策の方向性である母親の就労による自立、すなわちワークフェアは、現在のような厳しい雇用環境の中では、母親と子どもが一緒に過ごす時間を奪いかねない問題点をはらんでいる。ここでは、母子福祉施策はどのような施策展開を経ることにより、このような問題点を抱えることになったのかを明らかにするために、その政策理念の変化を追っていくことにしたい。

母子という家庭に焦点を当てた最初の保護施策として、1937(昭和12)年に母子保護法が制定された。それまでは、1929(昭和4)年に成立した救護法による個人を対象とした救済であったが、この法律では「母子一体」の原則に従い、13歳以下の子を持つ母が貧困のため生活することや子どもの養育ができない場合に手当や医療を与えるというものである。戦時総力体制下、貧困による母子心中増加という社会的背景に、第二の国民(子ども)の健全育成という当時の国策

に沿った目的を持って成立した<sup>(5)</sup> (註4)。

戦後は1946（昭和21）年に旧生活保護法が成立することにより、母子保護法は廃止となり一般の生活困窮者対策に包摂された。当時は戦死・戦災死の母子世帯が多かったため、1950（昭和25）年成立の生活保護法では母子加算も創設された。さらに、1952（昭和27）年に成立した「母子福祉資金の貸付等に関する法律」では、その目的が「生活意欲の助長」と「経済的自立」、「児童の福祉の増進」に置かれたことより、戦後の母子福祉施策は、母親の就業支援と自立を目的に展開されることとなった。この貸付法は1964（昭和39）年の母子福祉法へと改定されたが、この母子福祉法の第4条として「自立への努力」を規定する条文が新設され現在に至っている<sup>(註5)</sup>。この母子家庭の母親に対する自立の努力義務については、「母子家庭の中心課題は“母子家庭の母への就業支援”であり、母の就業により福祉的課題の解決を図る1950年代の政策枠組みは、今日においても変わることなく継続している」<sup>(6)</sup>。

しかし、離別が死別を上回る前の1970年代中ごろまでは、児童扶養手当法（1961年成立）や生活保護行政においても、母子家庭は稼働層とは別枠の「社会的弱者」として位置づけられ、母子家庭の育児は社会的制約として容認されていた。しかし、1978年の「全国母子世帯等調査」結果にて生別母子世帯が過半数を占めると、1985年の児童扶養手当法改正により、目的に自立促進への寄与が追加されるなど、母子家庭は「社会的弱者」としての枠組みを離脱し、自立促進というフレームワークのもとで施策が進められていくこととなった。この方向性はアメリカ型ワークフェアの影響が大きいとされる福祉と雇用の連携による自立支援に主眼をおいた2002年の母子家庭等自立支援対策大綱にまで至っている<sup>(7)</sup>。

政策理念の「翻案」とは、同じ言葉で表現される政策理念を異なる文脈の中で繰り返し用いることにより、異なる内容を持つ複数の政策を作っていくことを指す<sup>(8)</sup>。この「翻案」の視点から、第二次世界大戦以前から現在までの母子福祉施策を捉えると、同じ「母子福祉」という政策理念であっても、具体的政策内容は変化してきていることが分かる。戦前は、国力増強や人的資源確保に基づく児童

政策や婦人保護団体の運動を背景に「第二国民を養育する母」を保護するという目的で政策が編まれた。戦後は戦争未亡人である母親の救済としての就業支援ではあったが、あくまで子どもを育てる母親への社会保障的配慮を伴うものであった。しかし、生別母子世帯数が過半を占めるようになったことにより公的扶助給付の削減と自立促進に向けた法改正が行われ、母子福祉の具体的施策内容は今日のような就労による自立支援へと内容が変わってきたことが分かる。

## ② 就労による自立と子どものケアの問題

日本の母子福祉施策は戦後より一貫して「母親の就業」を重視する施策であったため、1949年の「全国母子世帯等調査」の82.2%から2011年調査結果の80.6%まで母親の就労率は一貫して8割を超えている。しかし、就労率が高く労働時間も長い、勤労収入が低い<sup>(4)</sup>。ひとり親の母子家庭の母親は「労働」と「貧困」が並立している<sup>(6)</sup>。

背景としてあるのは、日本は性別役割分業が強い社会であり、その中で女性はケア提供者の役割となる。しかし稼ぎ手としての男性がいない場合、ひとり親の母親は子どもへのケア提供者だけでなく、稼ぎ手としての役割も期待される。国家による代理や所得保障も外され、生別の場合の父親の責任は実質問われない<sup>(注6) (9)(10)</sup>。

そのため、ひとり親の母子家庭の母親は一人で労働と家事や子育ての“work & work”の二重負担のため、目前の生活のために「頑張りきれない」母親もいる<sup>(11)</sup>。少子化対策や子育て支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）運動などの施策も促進されているが、非正規雇用で働く割合が高いひとり親家庭の母親たちは結果的に対象外となる。ひとり親家庭の母親は自立への努力要請が強化されており、子どもとの時間や関係が犠牲にされる。もとより戦後の母子福祉施策でも就労が強調され「シングル・マザーが子どものケアを選択する余地は制度的に与えられず、あくまで『理想』とされた」<sup>(7)</sup>。

むしろ、ひとり親家庭の母親は子育てがあるため就労困難であり、就職できて

も子どもよりも労働を優先せざるを得ない。このことは家庭内での子どもの養育や教育にも影響を及ぼすことが危惧される。ひとり親家庭に関わる社会政策は、福祉国家におけるジェンダーと社会権についてのリトマステストと呼ばれている<sup>(12)</sup>。ジェンダーの視点からひとり親に対する社会政策のモデルを分類して、M.キルキイは、母親として子どものケアが優先されるオランダを「貧困でない母親モデル」に、母親も労働者であることが前提の北欧諸国を「貧困でない労働者モデル」とするのに対し、日本のひとり親家庭の母親に対する施策を「貧困な労働者モデル」と位置づける<sup>(13)</sup>。

永田は、ルイスとホブソンが提示したひとり親に対する社会政策モデルである「ケア提供モデル」と「労働者モデル」にポジティブとネガティブのパターンを組み入れたケア・レジームの理念型を修正したモデルを作成し、日本のひとり親の母子家庭を「労働者モデル(ネガティブ)」に分類する<sup>(14)</sup>。すなわち、日本の場合、賃金が低位(貧困率が高い)であり、ひとり親の場合にのみ労働者モデルが適用されており、「脱家族化」が不徹底である。ポジティブな労働者モデルであれば、子育てや介護などの社会化が進み「脱家族化」が徹底され、既婚女性の労働市場への参加率も高くフルタイムで働ける。しかし、日本の場合、有配偶女性は夫に経済的に依存しフルタイムでケアに従事する「ケア提供モデル」であるが、ひとり親の母親のみ「労働者モデル」が適用されながらも、家庭でのケアも母親に期待される「脱家族化」が不徹底な状況下での「労働者モデル」ということである。

日本のひとり親家庭の母親に対する現行のワークフェア施策の課題は、ワークフェア、すなわち就労によって自立することに問題があるということよりは、現状の日本の社会政策下では、ひとり親家庭の母親に対して「労働者モデル(ネガティブ)」の特徴下でワークフェアを行われていることにこそ問題があるといえる。このような日本のひとり親の母子家庭が置かれている労働と子育ての二重労働を伴う貧困の背景に、どのような日本の福祉国家の在り方があるのかについて次に確認していくことにしたい。

### ③ 日本型福祉レジームの問題点

E. アンデルセンの社会福祉国家のレジームでは、日本の福祉国家の特徴は、家族が福祉の供給源である「家族主義」(familialism)に位置づけられている<sup>(15)</sup>。この家族主義型の福祉国家とは、市場による福祉供給が貧弱なため、家族がその福祉機能の殆どを担わされるという「家族福祉主義」である<sup>(16)</sup>。日本の場合は、家族による福祉の供給は、性別役割分業が前提となった標準的家族モデルが前提である<sup>(17)</sup>(注7)。

さらに、高度経済成長期が終焉し、オイルショック以降の経済の低成長期と高齢化社会を迎え、政府による「日本型福祉社会」構想の下では、子どもや高齢者のケアを家族に委ねる「家庭基盤の充実に関する対策要綱」(1979年)の発表など、自助努力と相互扶助による家庭の責任と負担が求められた。この時期より家庭の主婦に有利な税制が創設される一方で、母子家庭は保護の対象外として自立自助が求められた。

そのため、ひとり親の母親は日本社会の前提から外され、家族外福祉が貧弱な家族主義国家福祉体制下において、女性の役割とされる家事・育児に加え、男性の役割である稼ぐ役割も担わなければならない、ひとり親の母親にはすべての負担が担わせられる。

しかし、日本が家族主義的福祉レジーム下でも、ひとり親の母子家庭の場合、子育てについての責任を母親のみが負わねばならないのだろうか。離婚に際して子どもが未成年の場合、1960年代までは父親が親権者になることが多かったが、現在では母親が子どもの親権者になる割合は8割を超えている。民法の親族編では親権者には子どもの身上監護権があると同時に義務を負う(民法818条)。一方で直系血族には扶養義務が課されており、親権者にならなかった父親にも同様に子どもの扶養や養育について課されているが、現実には決められた通り定期的に養育費の支払いを受ける割合は少ない。2012(平成24)年4月1日より民法の一部改正により、離婚に際して配慮されるべき子どもの監護の具体的な内容として養育費の分担の決定の有無を離婚届に記載するよう欄が設けられたが、改正後

3ヶ月間の結果としては、効果はあまりうかがえない<sup>(注8)</sup>。

法的家族概念は、生存・生活の保障においては強制力を持つ。しかし、一方で、「ペットが家族」など、個人が家族として認識する基準となる親密性の維持については、法的強制力は保障しない<sup>(18)</sup>。離婚届の養育費の分担についての記載欄の結果からも示されるように、自分と別れて暮らす子どもに対しこの法的強制力が父親に対してどれほど効果を持つかは疑問であり、ここにひとり親家庭に対する法的家族概念の限界がある。結果として、ひとり親の母子家庭では、母親のみに子どもとの生活の協働・ケアによる子どもの生存・生活の保障は法的強制力を伴い課されている。

労働市場においてひとり親の子育ては労働阻害要因として扱われ、就労自体が困難を伴う。ひとり親家族の動向は、家族の多様化とも脱家父長主義・脱近代家族モデルの重要な指標としてもよく捉えられる。しかし、先に確認したように、日本のひとり親の母子家庭の場合は母親の就労率が高くても貧困率も高い。殆どの母親たちは本来子どもに対する扶養義務を負うはずの別れた夫からの養育費の支払いも無く、自由競争が原則の労働市場では子育てという不利に扱われる条件を背負って低賃金の長時間労働の中、過重負担を担って子どもを養っている。家族外福祉が貧弱な福祉国家体制の中では、母子家庭は家族の「多様化」というよりは、「家族危機」として捉える必要がある<sup>(18)</sup>。

子どもや障害者のように人に依存しなければ生きていけない者に対する無償のケア労働は依存者にとってなくてはならないものである。この労働の多くを女性が担っているのだが、この労働の正当性への理解が社会には欠けている。絶対的依存者に対するこの依存労働をE.F.キッティは「愛の労働」(Love's labor)と呼んでいる<sup>(19)</sup>。キッティが提案するこの依存者へのケアを提供する依存労働者を支える仕組み、あるいは岩田が重要だと指摘する二次的依存者としての親を社会が支えていくことは、ひとり親家庭の生活や子育てにとっても求められる<sup>(2)</sup>。

このように日本のひとり親の母子家庭は社会政策の中で極めて歪(いびつ)な構造の中に置かれた厳しい状況にあるが、このことは母親のみならず貧困の連鎖

の問題など子どもに与える影響も懸念される。家族の所得格差を背景に希望とやる気と学力の二極化、家族格差が進行している<sup>(20)</sup>。2010(平成22)年度より2年間支給された児童手当(Child Benefits)の一種である「子ども手当」は、「子育て」(ケア・教育等)に対する社会保障であったにもかかわらず、実際にはひとり親家庭の母親の場合は生活費の補てんに用いることも多かったことが判明している<sup>(4)</sup>。母子家庭はこれまで「見えない貧困」として扱われてきた<sup>(21)</sup>。そのため、そこにおける子育てや子どもの育ちについて社会問題視されることもなかった。なぜなら、不利な条件下にあるひとり親家庭での子どもの養育については、両親家庭の子育てを普遍化することにより、親の私事として家庭の中に閉じ込められてしまっていたからである<sup>(22)</sup>。

このように社会から不可視な問題として置かれたひとり親の母子家庭の子育てで、何よりも直接不利を被るのは子どもである。次に、この問題の要因ともなる母子福祉施策の推進下で子どもへの直接支援の視点が欠落している問題性について取り上げたい。

## 2) 子どもへの直接支援の視点の欠落の問題

母子家庭等への施策の内容をみると、そのほとんどが親へ向けた支援策と母子家庭等への経済的支援策である。現在の母子家庭等への支援施策は、2002(平成14)年の『母子家庭等自立支援対策大綱』の策定を受けて2003(平成15)年に改正された『母子及び寡婦福祉法』改正でその策定が義務づけられた、国の母子家庭等への支援措置に関する基本方針とこの基本方針に則した都道府県等の母子家庭等の自立促進計画によって推進されている。そこで、国の『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』(平成20年改正、厚生労働省告示248)で示される講ずべき具体的措置をみても、まず国が講ずべき措置として、17の措置があげられているが、①から⑬までの措置は就労支援に関するものであり、⑭母子福祉資金の貸付条件に関する配慮も、同制度の就労支援のための有効活用を目指したものである。⑮は養育費確保に関する支援で

ある。17の措置のなかで子どもの福祉に多少なりとも直接つながるのは⑭の住宅対策である生活の場の整備だけである。

つぎに、都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援（したがって、都道府県や市町村のレベルで取り組まれる施策）として、①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援、③養育費の確保策、④経済的支援策の4つがあげられている。②の就業支援はさておいても、③の養育費の確保策、そして④の経済的支援策は、子どもを扶養する母子家庭の母等のその扶養能力を高めることをねらいとした施策であり、子どもへの直接の支援策といった性格のものではない。子どもへの直接支援としての性格をもつと思われる施策は①の子育て支援、生活の場の整備であるが、この施策として示されている8つのより具体的な施策のうち保育所優先入所の推進等と放課後児童クラブの優先利用の推進、それと子育て短期支援事業の実施は、多分に困難な就労状況にある母等の就労支援のねらいが含まれていることを考慮する必要がある。したがって子どもへの直接支援の性格を強くもつのは、子どもの世話等日常生活の支援を行う家庭生活支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業と児童訪問援助などを行うひとり親家庭生活支援事業ぐらいである。

以上、国の母子家庭等支援の基本方針に示される現在の母子家庭等に対する施策内容をみてきたが、母子家庭の母等への就労支援が大半を占め、それに母子福祉資金貸付と児童扶養手当有効利用を支援する母子家庭等への経済的支援が加えられ、子どもへ直接向けられる支援はごく僅かである。子どもへの直接支援が手薄であるのは、わが国の母子家庭等に対する施策においては、それらの家庭に暮らす子どもの福祉を直接保障する視点が乏しく、母等の自立によって子どもの福祉が実現するとの期待が強いためであると考えられる。だが、子どもの福祉は母等の自立によってのみ実現されるものではないし、むしろ母等の自立支援に力が注がれる結果子どもの福祉保障がおろそかになってしまいかねない。いまのわが国の母子家庭等に対する施策はまさにそうした問題を抱え込んでいるといえよう。

### 3. 調査の概要

#### 1) 分析の目的

現行の母子家庭に対するワークフェア施策及び、従来からの日本の家族主義的福祉体制がひとり親家庭の母親と子どもにどのような影響を与えているのかについては、前節で取り上げたように指摘はされても主に理論的指摘が多く、計量的分析に基づいた検証は殆ど行われていない<sup>(注9)</sup>。

そこで今回の分析では、現況のワークフェア施策がひとり親家庭の母親の現在の生活に与える影響について検証することにする。具体的には、母親の現在の生活に対する満足度を被説明変数として、その規定要因に母親の年齢や世帯年収といった基本属性に加え、仕事時間、家事時間といった仕事と家庭生活に関する項目を説明変数として用い、さらに子どもとの関係、子育て感、ワーク・ライフ・バランスを説明変数として加えた重回帰分析を行う。その分析結果から、ひとり親家庭の母親に対して現在の生活満足を規定する要因を明らかにし、ひとり親家庭の母親に対して必要な支援の在り方について考察することを目的とする。

ひとり親家庭の母親の比較対象群として、同じ年頃の子どもを持つ両親家庭の母親を置き、重回帰分析の前に基本属性や分析に関する変数において比較を行い、基本的な違いを確認する。

#### 2) 調査の概要

今回分析に使用するデータのアンケート実施時期は2009年11月下旬から12月上旬である。調査方法は、筆者らの勤務先がある九州のK市とN市内の保育園に対し層化多段無作為抽出を行い、K市27園、N市7園の計34園の保育園児全員の母親への配布を依頼した。各保育園での配布回収期間は1週間、計2,503票を配布した。

回収票は1,574票であったが、園児の母親ではなく祖母が記入しているものや母親の年齢無記入の票、子どものプロフィール欄にて当該園児が未記入の票を除いた1,493票を有効票(有効回収率 59.6%)として分析対象に用いる。有配偶の

母親は1,275名（85.4%）、配偶者のいない母親は218票（14.6%）であった。丁度、調査時期が新型インフルエンザのかなり流行していた時期であったため、必ずしも全園児に対し配布回収が出来なかったが、保育園の協力のおかげで約6割の票を回収することが出来た。

本調査における倫理的配慮については、アンケートへの回答は強制ではなく任意であることを付け書に記し、アンケート票への回答者の名前や住所等個人が分かる情報は無記入とし、分析においても回答者個人が明らかになることがないよう統計的に処理を行った。

なお、本調査研究は平成21年度日本学術振興会科学研究費補助金による。調査の詳細については、本調査の報告書にある<sup>23)</sup>。以下の分析に当たって用いたソフトはIBM SPSS Statistics19.0である。

### 3) 母親の基本的属性

今回の分析対象はワークフェア施策が子どもとの関係や家庭生活に及ぼす影響を考えるため、有効票よりさらに現在無職や休職中の母親、書いた人が祖母であることが疑われる年齢の外れ値を除いた計1,406名、うち「配偶者あり」（両親家庭の母親）1,200名、「配偶者なし」（ひとり親家庭の母親）206名である。基本属性について両者を比較すると、調査当時の年齢は、「配偶者あり」34.02歳（range 20-47歳, SD 4.93）, 「配偶者なし」32.175歳（range 20-46歳, SD 5.03）, 平均の差は有意（T-score  $p < .000$ ）であった（表1）。学歴では、「配偶者あり」に「短大・大卒」が多く、「配偶者なし」に「非：短大・大卒」が多い（chi-square  $p < .000$ ）。就業形態では「配偶者あり」に「正規雇用」が、「配偶者なし」に「非正規雇用」が多く（chi-square  $p < .000$ ）、さらに細かい分類でみると、「配偶者あり」に「公務員」が、「配偶者なし」に「フルタイムの臨時職員」と「内職」が多い傾向（chi-square  $p < .000$ ）が示された。調査前年の世帯収入では、「配偶者あり」では300万円以上が多くなっており、「配偶者なし」では250万円未満が多くなる傾向があった（chi-square  $p < .000$ ,  $r = .431$   $p < .000$ ）。住居では、「配偶

者あり」に「持ち家」が, 「配偶者なし」に「公営住宅」や「親・親族の持家」が多かった (chi-square  $p<.000$ )。

表1 記述統計量

\*\*\*  $p<.01$  \*\* $p<.05$  \* $p<.1$

変数	度数	最小値	最大値	平均値	SD	配偶者あり/なし	配偶別T-test
年齢	1406	20.00	47.00	33.745	4.991	34.02/32.17	***
子どもとの交流 (9項目より合成)	1312	2.00	27.00	18.781	3.846	19.02/17.43	***
子どもの世話・養護 (6項目より合成)	1393	5.00	18.00	15.631	2.188	15.72/15.10	***
子どもとの関係 (交流と世話・養護 項目より合成)	1307	10.00	45.00	34.403	5.173	34.73/32.56	***
子育て感 (育児不安score)	1390	0.00	24.00	9.964	4.103	9.82/10.83	***
WFC (ワーク・ファミリー・コンフリクト)	1386	0.00	24.00	10.315	4.982	10.28/10.49	n.s.
FWC (ファミリー・ワーク・コンフリクト)	1380	0.00	24.00	7.930	4.362	7.97/7.70	n.s.
WLB (WFCとFWCより合成)	1372	0.00	48.00	18.214	7.830	18.22/18.17	n.s.

## 4. 分析結果と考察

### 1) 被説明変数について

今回の分析において被説明変数として用いる「現在の生活満足度」(以下、生活満足度)は「1 不満である」「2 まあ不満である」「3 どちらともいえない」「4 まあ満足している」「5 非常に満足」の5つの選択肢から一つを選ぶものである。生活満足度については、有配偶の場合の方が高い傾向があった(表2)。

表2 生活満足と規定要因との相関 \*\*\* p<.01 \*\*p<.05 \*p<.1

生活満足度との相関	Correlation (pearson)		
	母親	両親家庭の母親	ひとり親家庭の母親
年齢	n.s	n.s.	n.s
配偶関係ダミー (無配偶=ref)	.104***	-	-
前年の家庭の総収入	.171***	.148***	.128*
平日の家事時間	n.s	n.s	n.s
1週間の仕事時間	n.s	n.s	n.s
前年の家庭の総収入	.171***	.148***	.128*
子どもとの関係 (交流と世話・養護項目合成)	.261***	.217***	.376***
子育て感 (育児不安score)	-.371***	-.350***	-.431***
WFC (ワーク・ファミリー・コンフリクトscore)	-.326***	-.334***	-.294***

### 2) 説明変数について

#### ① 基本的属性

分析に用いる説明変数として、母親の基本的属性を取り上げる。今回用いる変数は、年齢(連続数)、配偶関係ダミー(無配偶=ref)、世帯年収に加え、仕事やそれに伴う家事時間の影響も考慮するために平日の家事時間と1週間の仕事時間も含める。

世帯年収, 平日の家事時間, 1週間の仕事時間についての問い及び回答はそれぞれ次のような順序尺度である。世帯年収については, アンケート調査前年の家庭の1年間の総収入(児童手当など各種手当を含む)について「1 200万円未満」「2 200万円~250万円未満」「3 250万円~300万円未満」「4 300万円~350万円未満」「5 350万円~400万円未満」「6 400万円~450万円未満」「7 450万円~500万円未満」「8 500万円~600万円未満」「9 600万円以上」の9段階尺度で設定した中より回答を一つ選ぶ形である。母親の勤労収入ではなく, 世帯収入の変数を用いるのは, ひとり親家庭の場合は勤労収入に加え児童扶養手当等各種手当が家計に占める比重も大きいからである。配偶者の有無による違いについては基本属性で紹介したように配偶者のいる母親の方が多い。

平日の家事時間(以下, 家事時間)については「1 2時間未満」「2 2時間~3時間未満」「3 3時間~4時間未満」「4 4時間~5時間未満」「5 5時間~6時間未満」「6 6時間以上」の6段階の順序尺度である。家事時間では, 配偶者のある母親の方が長かった( $T\text{-score}<.000$ ,  $r=.160$   $p<.01$ )。1週間の仕事時間(以下, 仕事時間)については, 「1 15時間未満」「2 15時間~19時間」「3 20時間~24時間」「4 25時間~29時間」「5 30時間~34時間」「6 35時間~39時間」「7 40時間~44時間」「8 45時間~49時間」「9 50時間以上」の9段階尺度である。仕事時間は配偶者の有無による有意な差は見られなかった。

なお, 正規雇用やパート・アルバイトといった従業上の地位については, この1週間の労働時間と相関が大変強くなる一方で, ひとり親家庭の母親はフルタイムの非正規雇用や内職が多く, 労働時間の方が労働の負担についてより反映されると思われる。

## ② 子どもとの関係項目

子どもとの関係を表した質問項目には, 子どもとの日常における直接的な関わりを測る子どもとの交流に関する9項目, 子どもへの世話・養護に関する6項目と母親が子育てをどのように感じているかという育児不安尺度関連項目8項目であ

る。

子どもとの直接的関わりを表す項目のうち、子どもとの交流に関する項目は、「a. 買い物や外食（消費）」「b. 趣味やスポーツ（文化）」「c. 旅行（消費）」「d. 子どもの行事（教育）」「e. 一緒に朝食（情緒）」「f. その日の出来事や友だちについての会話（情緒）」「g. 読み聞かせや勉強（教育）」「h. 子どもの相談相手（情緒）」「i. 児童センターや図書館、美術館などに行く（文化）」の交流活動について「0 しない」「1 あまりしない」「2 時々する」「3 よくする」の4段階の頻度の中から一つ選んで答える形である。これらの9項目の尺度の一貫性は確認された ( $\alpha = .704$ )。

次に、子どもの世話・養護に関する6項目は、「a. 起床・就寝時間（しつけ）」「b. テレビの時間（しつけ）」「c. 言葉遣い・礼儀作法（しつけ）」「d. 子どもの服装（養護）」「e. バランスのとれた食事（養護）」「f. 清潔な部屋（養護）」についての頻度を「0 しない」「1 あまりしない」「2 時々する」「3 いつもする」の4段階の頻度の中から一つ選んで答える形である。これらの6項目も尺度としての一貫性が見られた ( $\alpha = .701$ )。

次にこの子どもとの交流9項目と子どもの世話・養護に関する6項目を併せても尺度の一貫性は確認できたので ( $\alpha = .759$ )、これらを合算した合成変数を「子どもとの関係」項目として作成した。子どもとの関係項目の平均値は有配偶の母親の方が配偶者のいない母親よりも有意に高い（表1）。

母親の子育て感に関する項目は、「a. 無事育つかどうか心配」「b. わずらわしくてイライラする」「c. どうしたらよいかわからない」「d. 自分一人で子育てと圧迫感」「e. うまく育てている」「f. 同じことの繰り返し」「g. 我慢ばかりしている」「h. 他人の子どもより劣っている」「i. 子どもに対する負い目」の9項目について、「0 全くない」「1 あまりない」「2 時々ある」「3 よくある」の4段階の選択肢より回答を得た。a - hの8項目は、牧野カツ子育児不安尺度の短縮版である。「i. 子どもに対する負い目」はひとり親家庭の母親の特徴を捉えるための独自項目である。今回は「e. うまく育てている」の逆転項目を省き、

「i. 子どもに対する負い目」の独自項目を加えた8項目でも尺度としての一貫性が維持できるので ( $\alpha = .795$ ), これら8項目から「子育て感」という育児不安に関する合成変数を作成した。この子育て感では、有配偶の母親の平均値が有意に低く、配偶者のいない母親の方がストレスが高かった(表1)。これらの2種類の子どもに関する項目は、家庭内で母親が子どもに対して行う福祉に関連した項目とも位置づけられる。

### ③ 仕事と家庭生活に関する項目

今回の調査票では、仕事と家庭生活に関する項目は、2種類用いた。仕事が家庭生活に及ぼす葛藤(Work Family Conflict 以下、WFC)を測る項目として、子どもに関する項目として「a. 仕事のために、子どもの世話ができない」「b. 仕事のことが気になって、子どもとしっかりと向き合うことができない」「c. 仕事から帰った後は疲れていて、子どもの相手をする元気がない」の3項目が、家事に関する項目としては「d. 仕事のために家事がおろそかになる」「e. 仕事が忙しくて、家事をする時間が少なくなる」「f. 仕事で疲れてしまい、家事をする元気がない」の3項目、計6項目である。

家庭生活が仕事に及ぼす葛藤(Family Work Conflict 以下、FWC)を測る項目としては、「g. 家庭で親としての役割を果たすために、仕事を制限せざるをえない」「h. 子育てのために、仕事量をおさえなくてはいけない」「i. 子どもと過ごす時間をつくるために、長い時間働けない」の子どもに関する3項目と、「j. 家事をすることが、仕事にさしつかえる」「k. 家事のことが気になって、仕事に集中できない」「l. 家事をすることで疲れてしまい、仕事に十分取り組めない」の家事に関する3項目の計6項目である。いずれの項目も「0 全く当てはまらない」「1 あまり当てはまらない」「2 まあ当てはまる」「3 当てはまる」「4 よく当てはまる」の5段階にて回答を得た<sup>(24)</sup>。

これらの各項目のうちWFCに関する6項目での $\alpha$ 係数(0.885)、FWCに関する6項目での $\alpha$ 係数(0.827)、WFC 6項目とFWC 6項目を合わせたWLBに関

する計12項目での $\alpha$ 係数(0.870)それぞれ内的一貫性は確認されたが、それぞれの母親の平均値の差に統計的有意性は確認できず、配偶別での違いは確認できなかった(表1)。

### 3) 分析結果について

現在の生活満足に影響を与える規定要因について分析するため、まず「現在の生活満足度」と諸要因との相関係数を計算したところ表2のような結果になった。分析は有配偶と無配偶の母親を合わせた母親全員より成るデータにおける規定要因の諸変数との相関係数の測定と、配偶者の有無別に分けた3パターンで行った。

各パターンにおいても諸要因と現在の生活満足度との関連の有無は同様の傾向を示し、前年の家庭の総収入、子どもとの関係や子育て感、WFCでは共通して統計的に有意な効果が見られた。子どもとの関係では、スコアが高くなるほど生活満足度は高まる。また、子育て感のスコアが高いほど、すなわち子育てに対して不安が高いほど生活満足度は下がる。WFCスコアでは、仕事が家事や育児など家庭生活に及ぼす葛藤が強いほど生活満足度は下がる傾向が示された。一方、配偶関係との相関係数は有意であるが、他の項目に比べると関連が弱い。前年の家庭の総収入は生活満足度に対して有意な正の相関、すなわち前年の家庭の総収入が多いほど現在の生活満足度は高いという相関を示している。平日の家事時間や1週間の仕事時間とは有意な関連が示されなかった。

次に、これらの諸要因が他の要因の影響をコントロールしても生活満足度を規定しているのかについて測定するために、現在の生活満足度を被説明変数とした重回帰分析を行った。分析方法は母親全員のデータの分析と、配偶の有無別に分けたデータの分析の2パターンである。母親全員においては、比較のため下位モデルとして基本的属性のみを規定要因としたモデルと、子どもとの関係に関する要因と仕事が家庭生活及ぼす葛藤を示す要因を加えたモデルの両パターンを設け、配偶別のモデルと併せた計4モデルとなった。各モデルについての分析結

果は表3に示した。いずれのモデルもモデルの妥当性は有意であった。調整済みの決定係数 ( $\text{Adj-R}^2$ ) の値よりモデルによって説明される程度が示されている。なお、4つのモデルすべてにおいて各説明変数の許容度を算出し、説明変数間の多重共線関係は起こっていないことが確認できている。

Model 1 では、生活満足度を規定する要因に基本属性のみを説明変数に用い分析を行った。年齢に加え、1週間の仕事時間、前年の家庭の総収入といった仕事に関する物理的項目は有意な効果を示したが、平日の家事時間と配偶者の有無は有効な効果が示されなかった。F値によりこのモデル自体は有意であることが示されたが、これらの説明変数ではモデルの説明力は小さい。

そこで、さらに説明変数に子どもとの関係、子育て感、WFCを加えたModel 2を分析したところ、1週間の仕事時間は有意でなくなったが、これらの新たに加えた変数は生活満足度の規定要因としては有意な強い効果を持ち、モデルの説明力もModel 1に比べてかなり高くなった。Model 2で示された結果は、年齢が若く、前年の家庭の総収入は高いほど、生活満足度は高くなることに加え、さらに子どもとの関係が強いほど、育児ストレスが低いほど、WFCが低いほど生活満足度が高くなるということである。家事時間と配偶関係はModel 1と同様、有意な効果は無かったが、子育てをしながら働く母親の生活満足度には、仕事に関しては収入の効果が強いが、それ以上に家庭内での子どもに対する福祉的項目と仕事が子育てや家事に対して与える葛藤の効果が強いことが判明した。

このモデルを配偶別に分けて分析したところ、有効な説明変数と規定力が異なる結果となった。両親家庭の母親の場合、有効な説明変数はモデル2とほぼ同様であるが、ひとり親家庭の母親の場合、前年の家庭の総収入の影響は有意では無かった。一方で、他の3つのモデルでは有効な規定要因では無かった平日の家事時間が、強い負の関係を示しており、家事時間が長いほど生活満足度は下がることが分かった。子どもとの関係や子育て感はモデル1と2の結果同様、有意であるがひとり親家庭の母親の方がさらに強い規定力を示す。これに対し、WFCの値は他のモデルよりも低い。それぞれのモデルの適合度は有意で、かつ決定係数

表3 生活満足と規定要因との重回帰分析結果 \*\*\* p<.01 \*\*p<.05 \*p<.1

被説明変数 生活満足度	回帰モデル (標準化係数: $\beta$ )			
	母親		両親家庭母親	ひとり親家庭母親
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
定数	3.880***	4.041***	4.159***	3.778***
年齢	-.073***	-.089***	-.078***	-1.965*
配偶関係 (無配偶=ref)	n.s.	n.s.	-	-
前年の家庭の総収入	.187***	.150***	.158***	n.s.
平日の家事時間	n.s.	n.s.	n.s.	-2.514**
1週間の仕事時間	-.049*	n.s.	n.s.	n.s.
子どもとの関係		.151***	.110**	.319***
子育て感		-.253***	-.242***	-.335***
WFC		-.214***	-.227***	-.160**
N	1,331	1,228	1047	181
F値	9.753***	46.032***	39.640***	12.956***
Adj-R <sup>2</sup>	.032	.227	.205	.317

の値も比較的高かった。

以上の重回帰分析の結果より、母親全体のデータを分析した場合、配偶者の有無が現在の生活満足度に直接的な効果は持たず、家庭の総収入が効果を持っている。しかし、日々の子どもとの交流や世話など家庭で母親が子どもに与える福祉的内容の項目やそれに対する意識である子育て感も、現在の生活満足度を規定している。仕事が家庭生活に及ぼす葛藤であるWFCも現在の生活満足度を規定する。この結果から、働く母親にとって子どもへの家庭内福祉に関する内容の項目や仕事の家事や育児といった自分が担うこれらの家庭内福祉への圧迫が母親の生活満足意識に与える規定力が強いことが分かる。家族主義的福祉体制のもと、働く母親にとって家庭内福祉を担うことは、母親自身の役割認識として自分の生活

意識にさえ強く影響すると考えられる。

ひとり親家庭の母親と両親家庭の母親とを比較すると、次のような違いが見られる。子どもとの関係や子育て感、WFCの3つの変数の効果はともに有意であるが、規定力の差異も示された。例えば、ひとり親家庭の母親にとっては子どもとの関係や子育て感といった子どもに対する家庭内福祉的項目の効果が両親家庭の母親より強い。子どものいる母親には不利な労働市場で働きながらも、家族主義的福祉体制の下では、ひとり親家庭の母親により強い母親役割の自覚が課されているように受け止められる。

さらに異なる点としては、平日の家事時間が長いと満足度が下がる一方で、仕事が家事や育児の遂行に与えるストレスの影響はひとり親の方が弱い。両親家庭の母親には、夫に関連した家事があるにも関わらず夫の協力が得にくいなど、働きながらもより多くの家事と育児を一人で背負っていることから生じる葛藤が背景にあることが影響していると考えられる<sup>(注10)</sup>。

ひとり親家庭の母親にとって、就労による経済的自立の実現だけでなく、過度な家庭での福祉的な役割を課することなく、本来の親子関係において保障されるべき姿である、母親として子どもと関われる余裕や子育てに対して安心感が得られる社会環境が求められる。そしてこのことは、規定力の違いはあっても、共働きながらも夫との家事や育児の分担が進まない両親家庭の母親にとっても同様に必要なことであることが分かる。

## 5. まとめにかえて

本稿では、現行の母子家庭に対するワークフェア施策の課題について検討するため、第1節では日本のひとり親の母子家庭の置かれた厳しい状況を提示し、第2節でその問題の施策的背景として母子福祉政策の翻案と、国の福祉体制と現行の母子福祉施策の乖離が、結果としてひとり親の子ども自身が持つ福利への視点の欠如をもたらしていることを指摘した。第3・4節ではアンケート調査の概要およびその分析結果より、その施策の矛盾がひとり親家庭の子どもが母親から得

られるはずの親子の時間や関係に影響を与え、十分に育児や家事を行えない葛藤がひとり親家庭の母親の意識にネガティブな影響を与えていることを確認した。

最後に本稿の目的であるひとり親家庭の母親に対するワークフェアに基づく福祉施策の課題について、以上の結果を次の2点にまとめる。1点目は母子家庭に対する現行の自立支援施策の限界に対する課題である。2点目はこの施策の限界の中で子どもの福祉の保障への視点が欠如していることに対する課題である。

### 1) 母子家庭に対する自立支援施策の限界。

先に確認したように、ひとり親家庭の母親は、戦後からの施策上より就労による自立が目指されてきた。戦後より現在の調査結果まで母親たちの就労率は8割を超えている。それでも年収が低く、働いても生活困難が継続するというは、母親が就ける仕事内容が低賃金・非熟練という日本の女性労働が元々内包する問題が反映されており、これは母親たちの責任ではないだろう。

ワークフェア施策自体は、むしろ日本ではその母子福祉施策の当初から取り入れられていることであり、母親たちもその方針に従って働いてきた。しかし、このワークフェア施策が功を奏す状況は、ひとり親の母親たちが公的扶助に依存的で就労意識が低く、また働こうと努力すれば生活できるような仕事が労働市場にある状況下である。母親が就労しても非就労の場合と貧困率がほとんど変わらないことこそが問題の所在である。

そして、このような女性労働市場の特徴を背景で形成しているのが、家族主義的福祉体制であった。母子福祉施策と労働市場のミスマッチに加え、国全体としての家族福祉政策の在り方の矛盾が母子家庭の母親と子どもの厳しい生活状況に反映されている。

その結果、本来大事にされるべき親として子どもと過ごす時間が奪われ、子育てに対する不安が母親自身の生活意識にもかなり強い影響を与えていることが分かった。このことは、ひとり親家庭の母親にとって、仕事によって母親としての育児や家事など子どもに対する福祉的役割が果たせないことやそのことについて

の葛藤も大きな影響を与えているということである。本来、国の家族政策とワークフェアに基づく母子施策との相反する条件の中に置かれて働かざるを得ないにも関わらず、さらに子どもに対して十分に母親としての福祉的役割が果たせないことで自身の生活に対する充足感が損なわれているといえよう。

子どもとの時間など生活の余裕の確保には、ひとり親家庭の母親たちだけではなく、働く親に対するWLB（ワーク・ライフ・バランス）施策を効果的に展開することが望まれる。現在、少子化対策を背景に行われている子育て支援にWLB（ワーク・ライフ・バランス）施策があり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、①就労による経済的自立が可能な社会 ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③多様な働き方・生き方が選択できる社会が目指されている。

一方で、日本の女性が描く年齢階級別労働力率のM字型曲線にあるように、既婚女性は殆どが非正規雇用下で働いている。しかも、時給で働く非正規雇用が多いひとり親家庭の母親たちにとっては、このWLBに関する施策や運動、その他の子育て支援施策はフルタイムで正規雇用の共働き夫婦を暗黙の前提とするため、実行力を伴わない。仕事による自立と子どもとの関わりを両立させることの実現可能性こそが求められており、それは正規雇用の母親でも非正規雇用の母親でも同様である。

性別役割分業型の核家族だけではなく、ひとり親家庭も含めた家族の在り方の多様性（diversity）を前提とした社会政策と、そこにおける生活を両立できる労働環境の成立こそを目指す抜本的な改善がないと、ひとり親家庭の母親は働いても生活が楽にならないだけではない。母親の長時間労働は、ひとり親家庭の子どもにとって、親と一緒に過ごす時間を奪われ、子どもの生活習慣や学力、将来への希望など、子どもの成長発達にまで影響が出る可能性がある。最後に、ひとり親家庭の子どもの不利と困難の問題の発生について、本来子どもが法律によって社会から保障されている福利の視点を確認する。

## 2) 母子家庭等の子どもの不利・困難と子どもの福祉保障

現在の母子家庭等への支援施策は母子家庭の母親等への就労の促進による自立支援が中心であり、母子家庭等の子どもへ直接支援する施策は少ない。母子家庭等の、子どもではなく、親の困難に焦点を当てて施策が講じられる傾向が強いが、それは、わが国の母子家庭等に対する施策では、そうした家庭で暮らす子どもの福祉を直接保障する視点が乏しく、子どもの福祉は第一義的には扶養義務者である親の適切な扶養によって実現されるものだと立場がとられているためであると考えられる。こうした母子家庭等に対する施策の性格は、2002（平成14）年の『母子家庭等自立支援対策大綱』策定以降の母子家庭の母等の就労の促進による自立支援の推進によって一層強まっている。

その一方で、母子家庭等で子どもが特別な不利や困難に直面していることが明らかになっている。何よりも、母子家庭等で暮らす子どもたちが社会的養護を必要とする問題を持ちやすい。厚生労働省の実施した『平成19年度全国児童養護施設入所児童等調査』で、入所時の保護者の状況が両親又は一人親ありの内別児童数の構成割合をみると、実父のみか実母のみが、児童養護施設入所児童で60.0%、乳児院入所児童で45.5%、そして里親委託児童で71.8%とひとり親家庭の子どもの割合が異常に大きい。環境上の理由から家庭で親などと一緒に暮らすことができず、児童養護施設などで暮らさざるを得ない子どもの割合が極めて大きいのである。また、母子家庭等で子ども虐待の発生が突出して多く、子どもを養育するうえでの母子家庭等の社会的不利の状況が虐待の発生に強く関与していることが指摘される<sup>(25)</sup>。さらに、母子家庭等は貧困問題を背負う傾向が強いことが指摘されるが、貧困に関する一連の研究は、貧困家庭に暮らす子どもが教育や学習における不利をはじめ多くの問題を抱えていることを明らかにしている<sup>(26)(27)</sup>。

ところが、母子家庭等についての研究では、主に母親等の困難が把握されるだけで、子どもの不利や困難はほとんど調べられていない。その典型は厚生労働省が5年ごとに実施している全国母子世帯等調査である。平成18年度と同調査では、21の項目が調べられているが、子どもの困難については、母親の質問紙への

回答によって得られた「子どもについての悩み」によって間接的に把握できるだけである。母子家庭等の自立促進計画の策定が義務づけられて以降実施されるようになった各都道府県等の調査も同様な傾向にある。これらの調査で子どもの困難の把握がほとんどみられないのは、母親等への支援策を探ることが調査のねらいとされ、子どもへの支援策の探求は想定されていないためだと考えられる。

必要なことは、母子家庭等に暮らす子どもの福祉を保障するとの視点に立つて、それらの子どもの不利や困難を明らかにし、必要な支援策を、親の自立支援策と切り離して講じることである。子どもはどのような条件の家庭で暮らそうとも、その福祉を平等に保障される権利を有している。児童福祉法第1条第2項は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と定め、同第2条で「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と子どもの健全育成についての公的責任をはっきりと規定している。本条文中の「保護者とともに」の語句があることから、子どもの育成の第一義的な責任が保護者にあるものと解釈されてきたが、許斐が指摘するように、第2条は国と地方公共団体の子どもの養育責任を定めたものであり、実際に子どもを監護する「保護者の意向を尊重しつつ、保護者を通じて、あるいは保護者と相協力して(中略)、子どもの養育にともなう責任(公的責任)を果たさなければならない」ことを規定していると解釈されるものである<sup>(28)</sup>。さらに重要なのは、同法第3条で、第1条と第2条が児童の福祉を保障するための原理を定めたものであり、この原理が「すべて児童に関する法令の施行にあたって尊重されなければならない」ことを規定している点である。すなわち、母子家庭等に対する施策を講じるにあっても、子どもが平等にその生活が保障され、愛護されるよう、子どもを健全に育成する公的責任を果たすことを目指す必要があることが定められているのである。

児童福祉法だけでなく、児童憲章や子どもの権利条約でも、「すべての子どもは親や家族の置かれている状況にかかわらず、心身共に健全に育ち、その子に応じた発達を保障され、幸せでなければならない」<sup>(29)</sup>権利を有していることが宣言

され、定められている。いまの親に焦点を当てた母子家庭等施策では、子どもは幸せであるどころか、「多くの母親たちが、『子どもを犠牲にして働いてきた』と言葉にしている」<sup>(9)</sup>ような子どもをめぐる状況が生み出されている。たとえ親がひとりであっても、子どもが安心して福祉を享受し、成長できる、子どもの福祉保障に直接指向した施策が求められる。

母子福祉施策の転換点となる2002年の『母子家庭自立支援対策大綱』から10年以上経過したが、果たして母子家庭の母親たちは、児童扶養手当が削除されても就労により生活に十分な収入が得られるようになったのだろうか。むしろ、2011（平成23）年の全国母子家庭等調査結果の就労率は5年前に比べて下がっており、国内的な経済不況の中で、ひとり親家庭の母親にはいまだ経済的自立の目途が立たない。

しかもその間にも、子どもは経済的にも不利な家庭状況下で過ごすことにより、経済格差や学力格差などの不利を背負わされている。このことは、本来子どもが受け取れるはずの福利を社会が阻害していることに他ならない。子どもの貧困の連鎖を止めるためには「母子一体」の原則としての母子福祉施策ではなく、母親に対する支援と子どもへの支援を切り離し、子どもに対する直接的支援をもっと充実させることが早急に求められる。

熊本県は2010年度より「熊本県ひとり親家庭等応援事業」として、母子寡婦福祉法の改正に伴い国がさだめたひとり親等への具体的措置に加え、独自事業として行っている生活子育て支援事業の中で、子育て支援として学習指導事業や地域教育支援事業に取り組んでいる。これは、ひとり親家庭の子どもに対し地域の教育産業に委託し学習指導を行うという子どもに対する直接的な教育支援である。

本学も2007年度より熊本市と協力して「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」に取り組み、ひとり親家庭へ学生ボランティアを派遣し子どもの学習や生活習慣の補助を行っている。この事業は、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、熊本市が策定した「熊本市ひとり親家庭等自立促進計画」の中の子育て・生活支援策

の一つである。

これらの事例のように、社会が直接ひとり親家庭の子どもに対し生活習慣や教育学習支援を提供することで子ども自身をエンパワーメントすることは、貧困の再生産を阻止し、ひとり親の子どもの将来を豊かにできる可能性を秘めているといえるだろう。

戦前より意味合いと施策が様々に翻ってきた母子福祉政策の本来の理念とは何なのか。母親の就労による自立は必要なことではあるが、本来のひとり親家庭の母親と子どもにとって社会が提供できる福祉について改めて考え直す必要があるだろう。さらに、不安定雇用の中、ひとり親の父子家庭への支援の在り方も今後の研究課題である。父子家庭も2010（平成22）年度から児童扶養手当支給の対象となったが、それまでは自治体独自のものを除き、政府による経済的支援の直接の対象では無かった。政策理念が変化し、特に子どもを育てる親としての支援の視点が欠けるようになった今日、新たに父親として子どもを育てながら不安定雇用の中を働くひとり親家庭の父親もまた、ワークフェア施策の中に巻き込まれる。父親が稼ぎ手としての役割を担うことが前提の家族主義的福祉体制のもとでは、ひとり親家庭の父親もまたひとり親家庭の母親同様、施策との矛盾に縛られる。福祉国家におけるジェンダー的な社会政策の諸刃の刃の側面である。

歴史的背景から発生した母子福祉施策は、現行の社会状況と齟齬をきたす一方、今では母親同様に社会的弱者になりつつあるひとり親家庭の父親を支援対象から排除しかねず、そのことは父子家庭の子どもに対する福祉にも影響を与えかねない。父親も母親も含めたひとり親家庭の子どもと親双方へのそれぞれのニーズに対応した福祉施策の展開が求められる。

\*本稿は、2011年9月10日（土）に第21回日本家族社会学会大会（於 甲南大学）において自由報告(1)④家族の変容部会にて報告した内容をまとめ加筆したものである。

今回の調査研究は、本調査研究は日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究

(c)21530577平成21年－23年度) を受け熊本市や熊本市保育連盟、延岡市内の保育園および保護者の協力を得て行った。本調査研究にご協力くださった皆様に心よりお礼を申し上げたい。

## 執筆分担

1・2－1)・3・4・5－1) 2) 最後まとめ 山西裕美

2－2)・5－2) 元木久男

## 注

(注1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合をいう。子どもとは、17歳以下のものを指す。国によって貧困線の値は異なり、相対的貧困率はその国の国民経済格差の一つの目安に位置づけることができる。OECDデータでの子どもの相対的貧困率では、2000年代半ばの日本の子どもの貧困率は14%、デンマーク3%、フィンランド4%、スイス9%、フランス8%であり、日本の子どもの貧困率は高くなっている。しかし、これに対しアメリカ21%、トルコ25%は日本よりかなり高い値となっている。また、ひとり親の家庭の貧困率は日本の場合、非就労が60%、就労が58%とほとんど変わらないのに対し、アメリカは非就労が92%に対し就労の場合は36%まで下がっており、就労による貧困脱却効果が大いことがうかがえる。

(注2) 2002(平成14)年3月の『母子家庭自立支援対策大綱』の発表により、児童扶養手当法、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法の改正がなされ、2003(平成15)年4月には『母子家庭及び寡婦の生活安定と向上のための措置に関する基本的な方針』が公表された。ここでは、今後の母子家庭等福祉施策の方向性が示され、昭和27年より戦争未亡人対策として始まり戦後50年以上経過した母子寡婦福祉対策は、昨今の母子家庭及び寡婦を巡る状況変化とその要請に応じられるように根本から見直しが図られ、これまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと方向転換されることとなった。

(注3) 2008(平成20)年の熊本県ひとり親家庭等実態調査結果では、母子世帯の就労率は97.5%であるが正社員33.0%に対し、臨時・パート29.4%、契約社員6.1%、派遣社員3.4%と非正規雇用が38.9%と正社員より割合が高い。年間総収入は181.8万円だが、就労による収入は161.5万円であった。このような熊本県の母子世帯の雇用や待遇が厳しい実態の背景にある熊本県の地域指標については「熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察－中学生の子を持つ母子家庭を中心に」(山西・伊藤・出川、2012)参照のこと。

- (注4) 母子保護法は、大正デモクラシー期にアメリカやヨーロッパの母子扶助法、母子年金などを参考にして提出された児童保護の一方法であった。これは母子扶助が、児童の成長のためには家庭生活が重要であるとともに、施設による児童の保護より経済的であるという当時の先進国の考えを輸入したものと考えられる。しかし、1929(昭和4)年に救護法が成立することにより頓挫していたが、経済恐慌や凶作などで社会が窮乏化する中、母子心中が頻発したため、母性保護連盟を中心とした婦人団体の動きと戦時体制下の国策が合ったことが理由としてあげられる<sup>65)</sup>。
- (注5) この自立への努力義務を規定した第4条は、1964年の母子福祉法では「母子家庭の母は、みずからすすんでその自立を図り家庭生活の安定と向上に努めなければならない」とされ、1981(昭和56)年の「母子及び寡婦福祉法」への改正では「母子家庭の母及び寡婦は、自らすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」と改定され、2002年の同法の改正においては「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない」という文言へ変更されている。
- (注6) 日本の場合も、離別の父親にも子どもに対する扶養責任が民法上規定されているが、養育費支払いの強制措置や罰則制度が無いため、実質上は責任を問われず、ひとり親家庭の母親に対する生活保障としての役割を果たさない。
- (注7) 家族主義という言葉自体は諸相を持つ言葉である。久保田は、日本の家族主義をめぐる議論についての広がりや錯綜を以下のように整理している。日本の民主化との関係で議論された 1)「イエ=家族主義」、2)核家族が進行する中、高度経済成長期に問題化された「マイホーム=家族主義」、3)フェミニズムがその女性に対する抑圧を批判した「近代=家族主義」、4)E.アンデルセンが福祉レジーム論において、政府の福祉供給が未発達なために、家族が福祉機能のほとんどを担う「福祉=家族主義」である。さらに、これらの日本の家族主義をめぐる議論を分類するうえで、久保田は制度・政策に関する家族主義を「政策論的家族主義」と位置付け、その内実を ①家族集団を第一の福祉の担い手にする「家族福祉主義」、②家族集団を政策単位とする「家族単位主義」、③異性愛に基づく性分業的単婚小家族のみを標準化とする「家族標準化主義」といった諸レベルに細分している<sup>66)</sup>。E.アンデルセンの福祉レジーム論で議論されているのは①のレベルであるが、戦後の福祉国家が夫婦の性別役割分業を基盤としたイギリスのピバリッジ宣言を範として形成されている<sup>67)</sup>。日本の福祉国家の内実はいずれの3つのレベルを内包するといえる。
- (注8) 「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)により民法第766条が改正され、2012(平成24)年4月1日から施行された。改正後の民法第766条では、父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として「父又は母と子との面会及びその他の交流」(面会交流)及び「子の監護に要する費用の分担」(養育費の分担)が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子

の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記された。これを受け、離婚届の書式の一部が変更となり、未成年の子どもがいる場合の面会交流と養育費の分担について「取り決めをしている」「まだ決めていない」のいずれかにチェックを入れるようになった。法務省によると、4月－6月までの未成年の子どもを持つ夫婦の協議離婚数計32,757件のうち、養育費に関して「取り決めた」は16,075件(49%)、「まだ決めていない」が6,316件(19%)、残りの10,366件(32%)は未記入であった。もとより、民法877条第1項では、扶養義務の範囲として直系血族及び兄弟姉妹とあり、子どもと別居になる親にも、子どもの扶養義務があるにも関わらず、養育費の支払いを受け取る割合が約2割（「現在も養育費を受けている」割合は19.9%であった。厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査」結果より）と少なかった。今回の改正は、子の利益の視点より、離婚に際してより強制力を持って別れる親たちに養育費等について決めることを促している。

(注9) これまでの日本のひとり親の母子家庭についての研究は、CiNii上では、法律や施策に関するもの、職業訓練や自立支援に関するもの、ドメスティックバイオレンスに関するもの、公的調査結果から浮かび上がる問題点についてなどが取り上げられ、オリジナルな量的データによる、両親家庭の母親との比較の視点での分析は殆ど見られない。

(注10) 配偶別の母親の一日の家事時間の長さの比較では、両親家庭の母親の方がひとり親の母親よりも長い(T-test  $p < .000$ ,  $r = .160$   $p < .01$ )。また、夫より家事や育児への協力が得られないことのつらさについては、自由記述欄に多くの記載が寄せられた。本調査報告書参照のこと<sup>23)</sup>。

## 参考文献

- (1) 埋橋孝文、「公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意」、『比較のなかの福祉国家』、ミネルヴァ書房、pp.297-340、2003。
- (2) 岩田美香、「ひとり親家庭の子育てと福祉援助－貧困家族におけるジェンダーと家族主義からの考察」、『法政大学大原社会問題研究所叢書 福祉国家と家族』、法政大学出版、pp.219-240、2012。
- (3) 神原文子、「ひとり親家族と社会的排除」、『家族社会学研究』18(2)、pp. 11-24、2007。
- (4) 山西裕美・伊藤良高・出川聖尚子、「熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察－中学生の子を持つ母子家庭を中心に」、『熊本学園大学社会福祉研究所報』、Vol40、pp.111-134、2012。
- (5) 副田あけみ、「『母子一体』の歴史の変遷過程－大正・昭和時代の母親感、子ども感を探る－」、『人文学法』No.159、pp.61-94、1983。
- (6) 藤原千紗、「福祉と女性労働供給の関係史－母の就業と母子福祉」、佐川和郎・中川清編著『福祉社会の歴史』、ミネルヴァ、pp.109-143、2005。
- (7) 湯澤直美、「日本における母子家族政策の展開」、埋橋孝文編著『新しい社会政策の課題と

- 挑戦第2巻 ワークフェア排除から包摂へ』, 法律文化社, pp.143-169, 2007.
- (8) 富江直子, 「『翻案』される政策理念」, 『社会学評論』 52(2), pp.250-265, 2001.
- (9) 二宮周平, 『家族法』, 新世社, 2009.
- (10) 下夷美幸, 『養育費政策における国家と家族』, 勁草書房, 2008.
- (11) 岩田美香, 「貧困家庭と子育て支援」, 『季刊・社会保障研究』, 43(3), pp.211-218, 2007.
- (12) Hobson, B., Solo Mother, Social Policy Regimes, and the Logic of Gender, Sainsbury, D. ed. Gendering Welfare State. SAGE, 1994.
- (13) Kilkey, M., Lone Mothers Between Paid Work and Care, ashgate, 2000. (渡辺千壽子 監訳『雇用労働とケアのはざままで』, ミネルヴァ, 2005.)
- (14) 永田 祐, 「ひとり親家庭に対する政策理念の変化—イギリスとオランダにおける就労支援政策の比較から」, 『社会福祉学』, 第44巻第2号, 34-43, 2003.
- (15) Andersen, E., HYBRID OR UNIQUE?: THE JAPANESE WELFARE STATE BETWEEN EUROPE AND AMERICA, Journal of European Social Policy, Volume7 Number3, pp.179-189, 1997.
- (16) 久保田裕之, 「家族主義の諸相」, 「第22回日本家族社会学大会テーマセッション『家族主義とは何か?』 予稿集」(本人承諾), 2012.
- (17) 大沢真理, 「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」, 『社会科学研究』 第47巻第4号, pp.87-107, 1995.
- (18) 久保田裕之, 「家族の多様化」論再考, 『家族社会学研究』 21(1), pp.78-90, 2009.
- (19) KITTY, E. V., Love's Labor : Essay on Women, Equality, and Dependency, Routledge, 1999. (岡野八代+牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 白澤社, 2010.)
- (20) 山田昌弘, 「経済の階層化と近代家族の変容—子育ての二極化をめぐる」, 『家族社会学研究』 第21巻第1号, pp.17-56, 2009.
- (21) 青木紀, 「現代日本の『見えない貧困』」, 明石書店, 2003.
- (22) 元木久男, 「ひとり親家庭の福祉問題」, 『宮崎女子短期大学紀要』 27, pp.115-130, 2001.
- (23) 山西裕美 (研究代表)・元木久男, 『仕事と子育て・家庭生活についてのアンケート調査』 集計結果報告書, 2011.
- (24) 松田茂樹, 育児期の夫と妻のワーク・ファミリー・コンフリクト, 家族社会学研究18(1), 2006.
- (25) 山野良一, 「児童虐待は『こころ』の問題か」, 上野加代子(編)『児童虐待のポリティックス』, 明石書店, 2006.
- (26) 浅井春夫他編『子どもの貧困』, 明石書店, 2008.
- (27) 青木紀・杉村宏編, 『現代の貧困と不平等』, 明石書店, 2007.
- (28) 許斐有, 『子どもの権利と児童福祉法』, 信山社, 1996.

- (29) 汐見和恵, 「子どもの育ちと親を支える社会的支援」, 松田茂樹他『揺らぐ子育て基盤』, 勁草書房, 2010.
- (30) 湯澤直美, 「ひとり親世帯の貧困」, 子どもの貧困白書編集委員会(編)『子どもの貧困白書』, 明石書店, 2009.